

官報号外 平成八年一月二十二日

平成八年一月二十二日 参議院会議録第一号(その一)

す。

[拍手]

議院運営委員長に下福葉耕吉君を指名いたしました。

○ 第百三十六回 参議院会議録第一号(その一)

平成八年一月二十二日(月曜日)

午前十時一分開議

○ 議事日程 第一号

平成八年一月二十二日

午前十時開議

○ 第二 議席の指定

第一 國務大臣の演説に関する件

○ 本日の会議に付した案件

一、日程第一

一、常任委員長辞任の件

一、常任委員長の選挙

一、特別委員会設置の件

一、日程第二

一、議長(斎藤十朗君) この際、常任委員長の辞任についてお諮りいたします。

○ 議長(斎藤十朗君) この際、欠員となりました

地方行政委員長及び議院運営委員長の選挙を行います。

○ 議長(斎藤十朗君) この際、欠員となりました

地方行政委員長及び議院運営委員長の選挙を行います。

○ 議長(斎藤十朗君) これより会議を開きます。

日程第一 議席の指定

議長は、本院規則第十四条の規定により、諸君の議席をただいまの仮議席のとおりに指定いたしました。

（拍手）
地方行政委員長に菅野壽君を指名いたしました。

まず、科学技術特別委員会、環境特別委員会、

平成八年一月二十二日 参議院会議録第一号(その一) 議席の指定 常任委員長辞任の件 常任委員長の選挙 特別委員会設置の件

○ 議長(斎藤十朗君) この際、特別委員会の設置についてお諮りいたします。

科学技術振興に関する諸問題を調査し、その対策樹立に資するため、委員二十名から成る科学技術特別委員会を、

公害及び環境保全に関する諸問題を調査し、その対策樹立に資するため、委員二十名から成る環境特別委員会を、

災害に関する諸問題を調査し、その対策樹立に資するため、委員二十名から成る災害対策特別委員会を、

沖縄及び北方問題に関する対策樹立に資するため、委員二十名から成る沖縄及び北方問題に関する特別委員会を、

選挙制度に関する調査のため、委員二十名から成る選挙制度に関する特別委員会を、

地方分権及び規制緩和に関する調査のため、委員二十名から成る地方分権及び規制緩和に関する特別委員会を、

中小企業に関する諸問題を調査し、その対策樹立に資するため、委員二十名から成る中小企業対策特別委員会を、

また、国会等の移転に関する調査のため、委員二十名から成る国会等の移転に関する特別委員会を、

それぞれ設置いたいと存じます。

災害対策特別委員会、選挙制度に関する特別委員会、沖縄及び北方問題に関する特別委員会並びに中小企業対策特別委員会を設置することについて採決をいたします。

以上の六特別委員会を設置することに御異議ございませんか。

○ 議長(斎藤十朗君) 御異議なしと呼ぶ者あり

○ 議長(斎藤十朗君) 御異議ないと認めます。

よって、科学技術特別委員会外五特別委員会を設置することに決しました。

次に、地方分権及び規制緩和に関する特別委員会並びに国会等の移転に関する特別委員会を設置することについて採決をいたします。

兩特別委員会を設置することに賛成の諸君の起立を求めます。

○ 議長(斎藤十朗君) 過半数と認めます。

よって、兩特別委員会を設置することに決しました。

本院規則第三十条の規定により、議長は、議席に配付いたしました氏名表のとおり特別委員会を指名いたします。

○ 科学技術特別委員会
上杉 光弘君 海老原義彦君
鹿熊 安正君 森田 哲男君
河本 三郎君 志村 哲良君
横崎 泰昌君 松村 龍一君
吉川 芳男君 石田 美栄君
友部 達夫君 長谷川 清君
林 寛子君 山崎 清君
力君

川橋 幸子君
山本 正和君
立木 洋君

峰崎 直樹君
阿部 幸代君
佐藤 道夫君

下橋葉耕吉君
河本 英典君
佐藤 泰三君

鈴木 貞敏君
中原 爽君
石井 一二君

菅川 健二君
浜四津敏子君
上山 和人君

今井 球君
大木 浩君
小山 孝雄君

○議長(斎藤十朗君) これにて午後四時まで休憩いたします。

○環境特別委員
石川 弘君
鴻池 样鑑君
狩野 安君

平野 貞夫君
勝木 健司君
水島 裕君

石渡 清元君
景山俊太郎君
塩崎 恭久君

午後五時二十四分開議

○中小企業対策特別委員
足立 良平君
和田 洋子君
烟 恵君

末広真樹子君
江本 孟紀君
平田 耕一君

大木 浩君
小山 孝雄君
中曾根弘文君

午前十時六分休憩

○沖縄及び北方問題に関する特別委員
駒富 銀君
佐藤 泰三君
西田 吉宏君

山本 保君
一井 淳治君
橋本 敦君

森山 真弓君
木暮 山人君
吉川 春子君

内閣總理大臣の演説に関する件

○国会等の移転に関する特別委員
岩井 國臣君
鎌田 要人君
清水 達雄君

和田 洋子君
大瀬 紗子君
竹村 泰子君

坂垣 正君
木宮 和彦君
橋崎 泰昌君

内閣總理大臣に指名されました。戦後五十年を経て、国内的にも国際的にも大きな転換点に差しかかっているこの時期に政権を預かるこの重大さを痛感し、全力で国政に取り組んでまいります。

○地方分権及び規制緩和に関する特別委員
中尾 則幸君
矢田部 理君
笠本 邦茂君

高野 博志君
星野 朋市君
谷本 勝君

福本 潤一君
齋藤 劍君
前川 忠夫君

〔國務大臣橋本龍太郎君登壇、拍手〕

○國務大臣(橋本龍太郎君)
私は、さきの国会に

上野 公成君
奥村 展三君

坂野 重信君
中曾根弘文君

おいて、内閣總理大臣に指名されました。戦後五十年を経て、国内的にも国際的にも大きな転換点に差しかかっているこの時期に政権を預かるこの重大さを痛感し、全力で国政に取り組んでまいります。

○選舉制度に関する特別委員
河本 昭次君
赤桐 操君
渡辺 四郎君

長谷川道郎君
鶴谷 博昭君
寺崎 昭久君

及川 順郎君
山崎 順子君
松浦 孝治君

まず、昨年一月十七日の阪神・淡路大震災により亡くなられた犠牲者の方々とその御遺族に改めて深く哀悼の意を表するとともに、今なお不自由な生活を余儀なくされる方々に心からお見舞い申し上げます。政府としては、一日も早い被災地の復興と被災者の方々の生活再建に最大限の取り組みを行い、この教訓を踏まえ、今後の災

岡 利定君
片山虎之助君
○選舉制度に関する特別委員

勝木 健司君
小山 峰男君

国井 正幸君

害対策に全力を傾けてまいります。

私は、現在、この国に最も必要とされているものは、「変革」であると考えます。私が国会に議席をいただきました昭和三十八年には百五十三人にすぎなかった百歳以上人口は今や六千人を超え、その間に出生数は百六十五万人から約百二十万人に大幅に減少しております。来世紀初頭には国民の五人に一人が、そして間もなく四人に一人が六十五歳以上となる高齢社会を迎えるのであります。

官報号外

こうした世界にもそして歴史上も類を見ない速度での高齢化の進展の中で、「人生五十年」を前提とした社会へ大きく設計変更せざるを得ません。加えて、冷戦構造の崩壊と世界経済のボーダーレス化、国際社会における我が国の地位の上昇など国際環境の激変に対応するためにも、好むと好まざるといかわらず、我が国自身があらゆる面で大きな変革を遂げなければならないのであります。

私が目指すこの国の姿は、一人一人の国民が、みずから将来に夢や目標を抱き、日本人に生まれたことに誇りと自信を持つことができ、そして世界の人々とともに分かち合える価値をつくり出します。

私は課せられた使命は、このような理想を胸に、次なる世紀を展望し、政治、行政、経済、社会の抜本的な変革を勇気を持って着実に実行し、二十一世紀にふさわしい新しいシステムを創出す

ることにより、この国に活氣と自信にあふれた社

会を創造していくことになります。

私は、この内閣の使命を「変革」と「創造」とし、一層強固な三党連立の信頼関係のもと、強制的な日本経済の再建、長生きしてよかつたと思える長寿社会の建設、平和と繁栄の創造のための自立的な外交の展開、これらを実現するための行政改革の推進の四点をこの内閣の最重要課題と位置づけてまいります。

両世紀のかけ橋ともいえるこの時代において、政権を担う者の責任は重大であります。私は、ここに申し上げた政策課題について、「決断と責任」を政治信条に、みずからの政治生命をかけて全力で取り組んでいく決意であります。

この内閣に課せられた最も緊急の課題は、「強靭な日本経済の再建」であります。この国の経済を覆う不透明感を払拭し、将来に向けた明るい展望を開くためには、二十一世紀までに残された五年間を三段階に分け、第一段階において本格的な景気回復の実現、第二段階において抜本的な経済構造改革、第三段階として、創造的な二十一世紀型経済社会の基盤の整備を行なうことが重要であります。これらの施策は、それぞれ一年後、三年後、五年後を目標としつつも、相互に密接に関連するものとして、直ちに着手、推進していかなければならぬものであることは論をまちません。

我が国経済の最近の状況を見ますと、個人消費、設備投資等の回復に加え、生産にも明るい兆

しがあらわれるなど、景気には緩やかながら足踏

み状態を脱する動きが見られるものの、雇用や中

小企業分野では、なお極めて厳しい状況が続いている

ことがあります。本年こそは、ようやく明るさの見え始

めた景気の回復を確実なものとし、中長期的な我が国の経済の持続的発展につなげていく景気回復の年としなければなりません。このため、来年度予算においては、研究開発や情報通信など経済社会の構造改革の基盤となる分野を重点的に整備することでまいります。

ここに申し上げた政策課題について、「決断と責任」を政治信条に、みずからの政治生命をかけて全力で取り組んでいく決意であります。

我が国経済の再建と構造改革を行うに当たっては、金融機関の不良債権問題の解決が必要不可欠であり、預金者保護、信用秩序の維持に最大限の努力を払いつつ、できるだけ早期に解決が図られるよう全力を擧げて取り組んでまいります。

特に、いわゆる住専問題は、不良債権問題における象徴的かつ緊急の課題であり、政府としては、我が国金融システムの安定性と内外の信頼を確保し、預金者保護に資するとともに、経済を本格的な回復軌道に乗せるため、慎重の上にも慎重に検討を重ね、財政資金の導入を含む具体的な処理方策を決定いたしました。先般、住専各社の財務状況等について資料を提出いたしましたが、今

ら、情報開示に最大限の努力を払ってまいります。

また、預金保険機構の指導のもと、住専処理機

構が法律上認められているあらゆる債権回収手段を迅速、的確に用いることにより、債権回収を強力に行なう体制を整備いたします。本件に関連する議会や対策室を設置しておりますが、今後とも、借り手、貸し手に限らず、その他の関係者についても厳正に対処してまいります。このように住専問題に係る透明性の確保と原因と責任の明確化を図りつつ、本処理方策についての国民の御理解を得るべく全力を尽くしてまいります。

また、過去の金融政策や金融検査・監督の方を総点検し、今後、金融機関における自己責任原則の徹底を図るとともに、市場規律が十分に發揮される、透明性の高い、新しい金融システムを早急に構築していくよう努めてまいる所存であります。

国境を越えた経済活動の一層の活発化、アジア諸国の経済的台頭などにより、世界経済は、いわゆる大競争時代を迎え、企業が国を選ぶ時代となっている中で、内外価格差の存在など経済の高コスト構造を初めてとする構造的課題が、経済活動の舞台としての日本の魅力を減退させつつあります。我が国経済の将来の展望を切り開くためにも、昨年決定した新経済計画に沿って大胆な構造

改革に直ちに着手することが必要であります。

まず第一は、徹底的な規制の緩和であります。

経済的規制については原則自由・例外規制・社会的規制については本来の目的に照らした最小限のものとするという基本的な考え方方に立ち、規制が

時を経て自己目的化したり、利権保護のとりでとなつてゐるような事態が存在しないか、抜本的にその見直しを行つてまいります。特に、高コスト構造を是正するとともに、新たな成長分野の発展

を阻む要因を取り払い、経済の活性化を促進するため、住宅・土地・情報・通信・流通・運輸・金融・証券・雇用・労働分野など消費者や企業の経

済活動の基盤となる分野で重点的な規制緩和を行ひます。

民間における公正かつ自由な競争は、ダイナ

ミックな経済活動を促進するため、規制緩和とともに不可欠であります。公正取引委員会事務局の強化・拡充により、独占禁止法の厳正な運用など競争政策を積極的に展開するとともに、株式保有規制など企業関連法制の見直しや、参入・転出の容易な労働市場の整備に努めてまいります。

さらに、我が国経済を活力あふれたものとしていくためには、ベンチャー企業群の創出が不可欠であります。こうした企業が持ち前の機動性、創意工夫を遺憾なく發揮していけるよう、資金調達面での支援を充実するなど新規事業の展開への支援を行つてまいります。

経済・産業の改革に当たっては、農林水産業の

果たす多面的役割や機能、農山漁村がもたらす安

らぎや潤いを忘れてはならず、農林水産業と農山漁村の健全な発展は不可欠であります。ウルグア

イ・ラウンド農業合意関連対策等の施策を総合的に実施し、農林水産業を誇りを持って携わることのできる魅力ある産業としてまいります。

二十一世紀にふさわしい創造性あふれた経済社会をつくっていくためには、我が国の最大の資源

である人間の頭脳、英知を十二分に活用し、未来

を支える有為な人材の育成や知的資産の創造を行

い、経済フロンティアの拡大を図ることが必要で

あります。

科学技術の振興は、人類共通の夢を実現する未

来への先行投資であります。「科学技術創造立国」を自指して、政府研究開発投資の倍増を早期に達

成するよう努めるとともに、産学官連携による独

創的・基礎的研究開発の推進、若手研究者の支

援・活用や若者の科学技術離れ対策といった科学

技術系人材の養成・確保など、科学技術の振興を

積極的に図つてまいります。

この関連で、昨年十一月に発生した高速増殖原

型炉「もんじゅ」の事故は我々に大きな教訓を与えた。

先端技術の開発・実用化に際し、予期せぬ困難な事態が発生することは避けられませ

ん。重要なことは、そうした事態を直視し、国民

や専門家の前にその事実を明らかにし、原因究明

と徹底した安全対策、さらなる技術開発に真摯に

取り組むことであります。今後、安全確保に力を

注ぎ、積極的な情報開示を通じ、地元の方々を初めとする国民の皆様の御理解と信頼を得るよう全

力尽くしてまいります。

時間的・空間的制約を大幅に取り払い、情報や物の流れを一変させることにより生産性の向上や新規市場の創造に大きく寄与し、豊かな国民生活や高度な産業活動を創出する高度情報通信社会の建設も、この国が二十一世紀に向けてその取り組みを加速させるべき重要な課題であります。産業

分野・公的分野の情報化、ハード・ソフト両面にわたる情報通信インフラの整備、情報通信技術の開発などを積極的に推進してまいります。

第一は、長生きしてよかつたと思える長寿社会の建設であります。現在、我が国は世界一の長寿

国家となっております。これは我々が長年目指してきた目標が達成されたものであり、大いに誇るべき成果であります。これからは課題は、いかに社会全体として長寿を支え、一人一人が長生きしてよかつたと実感できる社会を創出していくかにあります。

二十一世紀の超高齢社会において、中高年人口がさらに増大し、若年人口が減少する中で、いかにこの国の活力を維持・増進していくのか、女性

や高齢者のより積極的な社会活動への参画をいかに実現するのか、そのためにもこれまで主として

家庭で対応されてきた高齢者介護や子育ての問題

をいかに社会が支援していくのか、その費用負担

のあり方をどのように考えるのか、子供たちに家

庭にかかるどのような環境を用意できるのか、これに対するシステムづくりが必要となっておりま

す。老若男女を問わず、社会のさまざまな構成員が自立しつつ、相互に支え合い、助け合い、ともに充実した人生を送ることのできる長寿社会の建

設に向けて、福祉、教育、国民の社会参加のあり方を総合的にとらえ直すことが今までに求められております。

特に、国民の老後生活の最大の不安要因である介護の問題については、高齢者や障害者が生きがいを持って幸せに暮らしていくよう、新ゴールドプランや障害者プランを着実に推進し、介護サービスの基盤整備に努めるとともに、保健・医療・福祉にわたる高齢者介護サービスを総合的・

一体的に提供する社会保険方式による新たな高齢者介護システムの制度化に向けて全力で取り組んでまいります。あわせて、高齢社会にふさわしい良質かつ効果的な医療を供給できるよう、医療保険制度の改革を進めるほか、エイズ問題について

は、和解による早期解決に全力を擧げるとともに、責任問題も含め、必要な調査を行い、医薬品による健康被害の再発防止に最大限の努力を尽くす所存です。

また、次代を担う子供が健やかに生まれ育つ環

境づくりを進めるため、育児休業制度の定着や保健

育対策の充実など、エンゼルプランを着実に推進してまいります。さらに、社会のあらゆる分野に

女性と男性がともに参画し、ともに社会を支える

男女共同参画社会の形成に向け国内行動計画を見直し、施策の一層の充実を図るとともに、人権教育のための行動計画を早急に策定し、総合的な施策を推進するなど、人権が守られ、差別のない公正な社会を建設してまいります。

個性と創造力にあふれ、責任感と思いやりを持ち、将来の夢を生き生きと語ることのできる子供たちは、これからの日本の宝であり、また、我が国が国際化、情報化、技術革新といった変化的確かつ柔軟に対応する上でも、教育の果たす役割は限りなく重要であります。最近問題となっている児童生徒のいじめの問題や、前途ある若者が社会的な役割を見出せず、非道な行動に走ってしまったオウム真理教関連事件が投げかけた問題に対応するためにも、二十一世紀を展望した個性や創造性重視の方針を一層推し進め、与えられた問題の解答を見つける能力だけではなく、問題そのものを見て教育を実践するために、教育改革を推進してまいります。

また、国民一人一人にとって生きるあかしや生きがいであるとともに、一国にとってもその最も重要な存立基盤の一つである文化や芸術、スポーツの振興も重要であります。これから日本は、古来の伝統文化を継承しながらすぐれた芸術文化の創造・発展に取り組み、さらに世界への発信を図る新しい文化立国を目指してまいります。

我々は、大量生産・大量消費・大量廃棄型の経

濟社会活動や生活様式を問い合わせ直し、祖先から受け継いだ健全で恵み豊かな自然環境を将来に伝えていかなければなりません。このため、環境基本計画に基づき、人と環境との間に望ましい関係を築くための総合的施策の推進に全力を挙げるとともに、地球温暖化を初めとする地球環境問題について、我が国の国際的地位にふさわしい積極的な役割を果たしてまいります。

先般、村山内閣においてその解決を見ることができた水俣病問題については、誠意を持って必要な教訓を推進するとともに、この悲劇を貴重な教訓として今後の環境行政に生かしていく所存です。

また、ふえ続ける廃棄物の処理対策については、消費者、事業者、市町村の協力のもとに、ごみの減量化やリサイクルを推進することにより、リサイクル型社会の実現に向け総合的な支援措置を講じてまいります。

す。

また、最近の極めて厳しい治安情勢に対応するため、各団との連携強化などの国際協力を含め、政府を挙げてテロ対策を推進するとともに、国内の銃器摘發や海外からの流入阻止などの総合的対策、さらには覚せい剤、大麻等薬物対策に全力を挙げ、国民の不安解消と安全な社会環境づくりに努めてまいります。

国際社会においては、依然として、地域紛争、大量破壊兵器の拡散、環境破壊や貧困など重要な問題が山積しております。今年は我が国が国連に加盟して四十周年に当たりますが、これらの問題の解決に当たっては、国連が重要な役割を果たしていく必要があります。我が国としては、財政改革、経済・社会分野での改革及び安保理改革などについて、本年秋までにできる限り具体的な成果が得られるよう、他の国連加盟国と協力しつつ、引き続き努力してまいります。安保理常任理事国入りの問題については、我が国は、国連改革の進展状況やアジア近隣諸国を初め国際社会の支持と一層の国民的理解を踏まえ対処することいたしました。

神・淡路大震災から一年が経過いたしましたが、引き続き本格的な復興に向けて政府一体となつて取り組んでまいります。政府は、この大震災を貴られた前提として行動する国家ではなく、今や我が国は、従来型の国際貢献からさらに歩を進め、国際社会に受け入れられる理念を打ち立て、世界の安定と発展のためみずからの一ニシアチフで行動する国家であるべきであります。このことが、国際的に相互依存関係が高まる中、我が国が安全と繁栄を確保するために最も良の道であると確信しております。

神・淡路大震災から一年が経過いたしましたが、引き続き本格的な復興に向けて政府一体となつて取り組んでまいります。政府は、この大震災を貴られた前提として行動する国家ではなく、今や我が国は、従来型の国際貢献からさらに歩を進め、国際社会に受け入れられる理念を打ち立て、世界の安定と発展のためみずからの一ニシアチフで行動する国家であるべきであります。このことが、国際的に相互依存関係が高まる中、我が国が安全と繁栄を確保するために最も良の道であると確信しております。

います。

外交面での私の基本方針は、「自立」であります。

かってのようすに世界の政治経済情勢を考えら

す。かってのようすに世界の政治経済情勢を考えら

れた前提として行動する国家ではなく、今や我が国は、従来型の国際貢献からさらに歩を進め、国際社会に受け入れられる理念を打ち立て、世界の安定と発展のためみずからの一ニシアチフで行動する国家であるべきであります。このことが、国際的に相互依存関係が高まる中、我が国が安全と繁栄を確保するために最も良の道であると確信しておられます。

また、最近の極めて厳しい治安情勢に対応するため、各団との連携強化などの国際協力を含め、政府を挙げてテロ対策を推進するとともに、国内の銃器摘發や海外からの流入阻止などの総合的対策、さらには覚せい剤、大麻等薬物対策に全

て、我が国が国際的地位にふさわしい積極的な役割を果たしてまいります。

また、最近の極めて厳しい治安情勢に対応するため、各団との連携強化などの国際協力を含め、政府を挙げてテロ対策を推進するとともに、国内の銃器摘發や海外からの流入阻止などの総合的対策、さらには覚せい剤、大麻等薬物対策に全

て、我が国が国際的地位にふさわしい積極的な役

にかかるグローバルな問題であります。我が国としては、その予防と解決のため、外交努力や人道・復興援助とともに、平和維持活動など国連の活動に人的な面や財政面で積極的に貢献してまいります。

特に、旧ユーゴにおける紛争は、新しい国際協力の実効性を問う試金石となっております。先般の包括和平合意による大きな進展を永続的な真の和平の確立につなげていくために、国際社会の和平・復興努力に積極的に参画してまいります。中東和平問題に関しては、昨年九月にイスラエルとPLOの間で暫定自治の拡大の合意が成立をいたしました。ラビン首相の暗殺は我々に大きな衝撃を与えましたが、平和への潮流は確固たるものがあります。我が国は、さきのパレスチナ評議会選挙に協力するため、国際監視団への参加や物資供与を行いましたが、二月には、ゴラン高原に展開している国連兵力引き離し監視隊に自衛隊部隊等を派遣するなど、今後とも積極的な貢献を行ってまいります。

核兵器をはじめとする大量破壊兵器の軍縮と不拡散、通常兵器の移転抑制のための取り組みについても、その強化に努めてまいります。我が国は、唯一の被爆国として、核兵器の究極的な廃絶に向け、すべての核兵器国が核軍縮に真剣に取り組むよう訴えており、昨年の国連総会では、我が国提出の核軍縮決議及び核実験停止決議が採択されました。いまだに一部の国により核実験が繰り

返されていることは極めて遺憾であり、核実験の停止を強く求めていくとともに、全面核実験禁止条約交渉が本年春に妥結され、秋には署名ができるよう最大限の努力を払ってまいります。

我が国を含むアジア太平洋地域の安全保障の確保は、世界平和の大前提であります。政府としては、日本国憲法のもと、専守防衛に徹し、他国に脅威を与えるような軍事大国とならないとの基本理念に従い、日米安保体制を堅持するとともに、文民統制を確保し、非核三原則を守ってまいります。また、昨年末に策定された新防衛大綱及び新中期防衛力整備計画に従い、現行の防衛力の合理化・効率化・コンパクト化を一層進めるとともに、必要な機能の充実と防衛力の質的向上を図ることにより、多様な事態に対し有効に対応し得る防衛力の整備に努めてまいります。

我が国の国際社会における地位にかんがみ、特

に重要であるのが世界経済の繁栄への新たな枠組みづくりであります。世界経済のさらなる発展のためには、WTOのもとで多角的自由貿易体制の一層の強化を通じ、貿易・投資の拡大均衡を図ってまいことが重要であります。本年末の第一回閣僚会議を念頭に置き、地域統合の問題や貿易政策と投資、環境、競争政策との関係に関して新しいルールづくりに取り組むとともに、紛争処理機能の強化に努めてまいります。

途上国の開発への支援についても、我が国とし

ては、国際社会の枠組みとなるべき新たな開発戦

略の策定を国連等の場において提唱しており、引き続きこの作業に貢献してまいります。政府開発援助大綱を踏まえ、アジア地域を中心とする経済・投資、マクロ経済政策等を有機的に連携させた「包括的アプローチ」により、総合的な経済協力を推進してまいります。また、市場経済化にどう取り組むかは世界的に重要な課題であります。途上国における民主化の促進、市場志向型経済導入の努力に十分注意を払い、各国の経済の発展段階に即した形で最適な支援を行っていくことも我が国の大きな役割であります。

環境、人口、食糧、エネルギー、人権、難民、エイズなど、地球規模の問題の重要性はますます増大しております。我が国が世界に誇る技術や過去の経験をもって、引き続き国際社会の共通の認識や枠組みづくりに向けて全力で取り組んでまいります。さらに、世界的に環境調和型の経済社会の発展を促すため、新エネルギーの開発・導入、環境負荷の低減に資する研究開発、新産業創出などに精力的に取り組んでまいります。また、海洋の法的秩序に関し包括的に定めている国連海洋法条約の早期締結を目指し、あわせて我が国の海洋法制の整備を行うため、所要の準備を進めてまいります。

さらに、我が国の世界経済における役割を十分に自覚し、強調した日本経済の再建に全力を尽く

し、世界経済のさらなる活性化に貢献してまいります。

ます。また、内需を中心とした安定成長の確保や市場アクセスの改善などにより、引き続き経営収支黒字の意味のある縮小を図り、調和ある対外経済関係の形成に努めてまいります。

アジア太平洋地域は、我が国にとっても、世界経済全体にとっても年々その重要性を増しておなり、協力関係の一層の緊密化を図ってまいります。我が国は、昨年、APEC大阪会合を主催し、貿易・投資の自由化・円滑化、経済・技術協力の推進のための包括的な道筋を示す「行動指針」を採択し、APECは「ビジョン」の段階から「行動」の段階に移行しております。本年は、アジア太平洋協力にとって重要な試練の年であり、我が国としても、この協力の求心力を強めるようになります。また、この地域のさらなる発展に大きな役割を果たしていくなければなりません。安全保障面においても、この地域の発展の基盤となっている平和と安定を維持していくため、ASEAN地域フォーラム等における政治・安全保障対話への積極的な参画を通じて、域内での信頼の醸成に貢献してまいります。

各國との友好的な二国間協力関係の発展が外交の基礎であることは言うまでもありません。私は、日米関係を基軸としつつ、地理的にも経済的にも密接な関係にあるアジア太平洋諸国を中心、文明や文化の相違を衝突とならえず、その共生を図るような、心の通い合う外交を開拓してまいります。

(号) 報外(官)

日米関係は、我が国にとっても世界にとって最も重要な二国間関係であり、アジア太平洋地域、そして世界の平和と安定のかなめであること再認識し、クリントン大統領の訪日の機会もとらえ、幅広い協力関係を一層強化していく決意であります。特に日米安保体制は、日米協力関係の政治的基盤をなし、アジア太平洋地域の平和と繁栄にとって不可欠の役割を果たしており、これを堅持してまいります。

沖縄の米軍施設・区域の問題については、日米の信頼のきずなを一層深いものとするためにも、また、長年にわたる沖縄の方々の苦しみ、悲しみに最大限心を配った解決を得るためにも、先般設置された特別行動委員会等を通じ、日米安保条約の目的達成との調和を図りつつ、沖縄の米軍施設・区域の整理・統合・縮小を推進するとともに、騒音、安全、訓練などの問題の実質的な改善が図られるよう、誠心誠意努力を行ってまいる決意であります。

日米経済関係については、国際ルールにのっとり、日米包括経済協議の諸措置を日米双方において着実に実行することなどにより、引き続き適切な運営に努めてまいります。

日中関係については、安定した友好協力関係の発展に資するため、中国の改革・開放政策を引き続き支援していくとともに、核軍縮を含む国際社会の諸問題に関して対話を深めてまいります。

朝鮮半島政策に関しては、引き続き、韓国との

友好協力関係を基本とし、日朝関係については、朝鮮半島の平和と安定に資するとの観点を踏まえて考えています。北朝鮮の核兵器開発問題については、今後とも、米国、韓国を中心とする諸国とともに、米朝合意の着実な実施のため、朝鮮半島エネルギー開発機構への積極的な協力を実行してまいります。

本年は、日ソ共同宣言による国交回復後四十周年に当たりますが、日ロ関係については、ロシアの政治情勢を注視しつつ、東京宣言に基づき、北方領土問題を解決し、両国間の完全な正常化を達成するために一層の努力を傾げる所存であり、ロシア政府もこの問題に真剣に取り組むことを強く希望いたします。

我が国として、アジア太平洋のみならず、世界のすべての地域の国々との積極的な協力関係を促進していく必要があることは当然です。特に、EUの拡大と深化により一体性を強め、国際社会における重みを増しつつある欧州との広範な協力関係の維持、発展は重要な課題であります。三月には、タイにおいて初のアジア欧州首脳会合が予定されており、この機会もとらえ、地域間の対話と協力の強化に貢献してまいります。

以上申し上げた内外政上の課題の解決を図るために、まず行政みずからが、時代の潮流変化を踏まえ、大きな価値観の転換を遂げていかなければなりません。私は、二十一世紀にふさわしい政

府とは、国民に対しても開かれた民主的な存在であ

るとともに、緊急時には機敏に強いリーダーシップを発揮し得る存在であり、また、市場原理を最

も重要な

実行を強力なリーダーシップにより確保してまい

ります。

国と地方との関係においては、住民に身近な行政は住民が直接選んだ首長の責任のもとに地方公共団体がその事務を行なうという地方自治の大原則を名実ともに実現させなければなりません。政府

は、本年二月の地方分権推進委員会の中間報告とその後の具体的な勧告を受け、直ちに地方

分権推進計画の策定に取りかかり、権限委譲や国

の関与の緩和や廃止、機関委任事務の抜本的な見直し、地方税財源の充実強化、分権の受け皿たる

地方政府もこの問題に真剣に取り組むことを強く

見失わないためには、常に、何のための政府であるのか、だれのための改革であるのかを国民の視点に立って見直すことが必要であります。このこ

とこそが、私が求める行政改革、すなわち、改革のための改革ではなく、根本的な問い合わせに答える行政改革であります。

我々は、いま一たび初心に立ち返り、「主権在民」、「公務員は全体の奉仕者」という基本的な理念を胸に、内外の社会情勢の変化を踏まえて行政の制度・運営を根本にさかのぼって見直し、各界の意見を謙虚に受けとめ、そして尊重しつつ、行政の改革を推進していくかなければなりません。

行政の改革の第一は、規制の思い切った緩和であります。まず、規制緩和推進計画に沿って計画

的な規制の緩和を推進するとともに、本年度末までに同計画の第一回目の改定を行います。改定に

あります。まず、規制緩和推進計画に沿って計画

の実現も極めて重要な課題であります。情報公開法の早期の制定に向けての調査審議を促進するとともに、審議会等の透明化に

についても具体化を進めてまいります。行政の効率化、肥大化防止の観点からは、省庁間を結んだ

ネットワークの計画的整備など行政の情報化を推進するとともに、国家公務員の定員の計画的削減を継続してまいります。特殊法人改革についても、同様の考え方方に立ち、九法人の統廃合、民営化等を行うほか、財務内容等の積極的公開を含め継続的な改革を推進してまいります。

首都機能の移転については、我が国の政治、行政、経済、社会の改革を進める上でも極めて重要な課題であります。昨年十二月には国会等移転調査会の報告が取りまとめられたところであり、今後はこの報告を踏まえ、首都機能の移転の一層の具体化に向け、内閣の重要課題の一つとして取り組んでまいります。

行政改革の適切な実現のためには、今申し上げた規制緩和、地方分権、首都機能移転、中央省庁の改革などの諸課題が有機的に組み合わされ相乗効果を上げるよう調整を行うことが極めて重要であり、私としても、これらの取り組み相互の有機的な連携を図ることに意を払ってまいります。

行政改革と常に一体となつて語られなければならぬのが財政改革であります。

我が国財政は、公債残高が来年度末には約二兆四千兆円に増加する見込みであり、厳しい税収動向も相まって、もはや危機的状況と言つても過言ではありません。急速に進展する人口の高齢化や国際社会における我が国の責任の増大など今後の社会経済情勢の変化に財政が弾力的に対応し、真に必要とされる政策分野に財政資金を投入して

いくためにも、できるだけ速やかに健全な財政体質をつくり上げていくことが緊急課題であります。言うまでもなく、国の財政は国民のものであり、その受益者も国民であり、負担者も国民であります。政治家一人一人が国民の代表としての自觉を持って、一刻も早い財政の規律の回復に努めなければなりません。

税制については、活力ある高齢社会を目指し、不断の改革が必要であります。5%とするなどが法定されている消費税率については、社会保障等を踏まえつつ、本年九月という法律上の期限に向け競争検討を進めてまいります。

行政改革を実現する上でしばしば問題となるのは、政と官の関係であります。私は、政と官とを対立構造でとらえるのではなく、政治家の強い意志と責任で大きな改革の方針を行ひ、行政官は専門的知識によりこれを補完するという協力関係をつくり上げねばならないし、その最終責任は、行政の最高責任者でもある我々政治家が持たなければならぬと考えております。昨年の参議院議員選挙や統一地方選挙で示された国民の政治不信や政治への無関心は極めて深刻であります。

このような状況を打開し、国民の政治への信頼と関心の回復を図るには、政治の浄化への不断の取り組みに努めるとともに、国会等の場で真に國家や国民本位の政策論争を国民の目に見える形で行

わなければなりません。そのことこそが現在最も必要な政治改革であり、こうした政治の改革を通じてのみ眞の行政の改革も実現し得るものと私は確信しております。

平成八年は、戦後五十年を終え、二十一世紀の礎を築き、次なる百年の展望を切り開く新たな「挑戦」の年であるべきであります。来るべき世纪は、規制と保護に対して自由と責任という理念が、量的拡大に対して質的充足という価値観が、企業や組織に対して地域社会や家庭という存在が、それぞれその重みを増していく時代となりますが、ようし、また、そうなさねばなりません。我々が目指す社会は、そこに恩づく国民一人一人が心豊かに平和に暮らせる社会であり、そのことを通じて国民はこの国に対する自信や誇りを、将来に

お願い申し上げます。(拍手)

○議長(齋藤十朗君) 池田外務大臣。
〔國務大臣池田行彦君登壇、拍手〕

○國務大臣(池田行彦君) このたび、私は、外務大臣を拝命いたしました。重要な局面を迎えている日本外交のかじ取りという重責を任せられ、身の引き締まる思いであります。私は、外交の継続性を確保しつつ、橋本内閣の一員として創造的外交を開拓し、村山内閣のもとでの外交の諸成果をさらに発展させていくべく全力を尽くす所存であります。

国際情勢は依然として流動的であり、その先行きは不透明でありますが、冷戦終結後数年がたち、国際社会の努力が、少しずつではありますがら、地域紛争の解決に向けて注目すべき前進が見成果を上げてきております。旧ユーゴ、中東では、地域紛争の解決に向けた動きが出てきており、北朝鮮の核問題解決に向けた動きが出てきております。国際社会の課題は、こうした好ましい動きを確固とした流れに変え、冷戦後の新しい枠組みを確立していくことであります。

このような国際情勢のもとで我が国外交の進路を考えるとき、私は、まず、国家間の相互依存関係が深まる中、我が国と繁栄は、国際社会

官 報 (号外)

題の解決が最重要課題であります。種々の分野における両国間の実務関係を着実に進めるとともに、東京宣言に基づき領土問題を解決し、両国関係の完全な正常化を達成するためになお一層の努力を傾けてまいります。

欧州との関係についても、統合を進める欧州連合(EU)を初め、各国との間で幅広い分野において対話・協力を進めており、今後とも日欧関係の一層の強化に努めてまいります。

アジア・太平洋地域は政治的安定を背景にダイナミックな経済発展が進み、域内の相互依存関係が深化し、世界の成長センターとなっております。この地域の安定と繁栄は日本の安全と繁栄を確保するために重要であり、我が国としては、北米、アジア、中南米、大洋州諸国等との協力関係を基礎として、政治・経済両面でアジア太平洋の地域協力の強化に努めてまいります。

アジア太平洋経済協力(APEC)については、我が国は、昨年十一月、議長国として大阪で閣僚会議及び非公式首脳会議を開催しましたが、我が国のリーダーシップのもと、貿易・投資の自由化・円滑化及び経済・技術協力の推進のための包括的な道筋を示す「行動指針」が採択されました。これにより、APECは「ビジョン」の段階から「行動」の段階に移行したと言えます。本年のフィリピン会合には、各メンバーが「行動指針」を実施するための「行動計画」等を提出することとなって

おります。我が国としても、内容のある前向きな「行動計画」の策定を含め、APECのさらなる進展に引き続き積極的に貢献してまいります。

ASEAN地域フォーラム(ARF)については、昨年の第二回外務大臣会合で、まずもって信頼構築を重視しつつ漸進的に具体的協力を進めしていくことが合意されました。去る十八、十九両日、我が国が東京においてインドネシアと共に催した信頼構築に関する政府間会合は、その第一歩として有意義なものでありました。我が国は、今後ともアジア太平洋地域における政治・安全保障対話の場であるARFに積極的に関与し、域内諸国間の信頼構築の促進に努めてまいります。

我が国は、地域協力を国連やWTO等グローバルな枠組みと整合的な「開かれた協力」として実行していくとともに、グローバルな枠組みの一層の強化に努める必要があります。

国連は、グローバルな枠組みの重要な柱であります。創設五十周年を迎えた国連が時代の要請に適応した役割を果たすためには、国連の機能強化のための改革を推進していく必要があります。我が国は、昨年九月の国連総会における演説で、財政改革、経済・社会分野での改革及び安保理改革が必要であることを強調するとともに、憲法が禁ずる武力の行使は行わないという点を含む我が国

の国際貢献に関する基本的な考え方のもとで、多くの国々の賛同を得て安保理常任理事国としての責任を果たす用意があることを改めて表明いたしました。また、昨年十一月には、旧憲国条項の削除のための憲章改正手続を将来の最も至近の適当な会期において開始する旨の総会決議が採択されました。我が国は、今後とも他の国連加盟国と協力しつつ、国連改革に率先して取り組んでまいります。

共通の価値を分かち合っている日米欧の主要各國間の密接な協力と政策協調は、国際社会の諸課題への取り組みに当たって不可欠になっており、主要国首脳会議(サミット)等を通じての協力・政策協調を強化してまいります。本年は六月のリヨン・サミットに先立ち、四月に原子力安全等に関するモスクワ・サミットが開かれますが、我が国はこれらの会合に積極的に取り組んでまいります。

また、本年三月には、タイにおいて、初の首脳レベルのアジア欧州会合(ASEM)が予定されております。我が国としては、この機会に、相互の地域情勢についての理解を深めるとともに、アジアと欧州の間で幅広い分野についてグローバルな視点に立った対話と協力の強化に努めてまいります。

各国との協力を強化していくためには、お互いの文化に触れるなどを通じて、異なる社会的文化的背景を持つ者同士が尊敬し合える基礎をつくってまいります。

外交の根本にあるのは、各国との相互理解と相り、海外邦人の安全対策の強化が一層重要ななります。政府としては、今後とも邦人保護体制及び危機管理能力の一層の強化に努めるとともに、機動的かつ的確な外交を推進するため、外交実施体制の強化にも取り組んでまいります。

外交の根本にあるのは、各国との相互理解と相り、海外邦人の安全対策の強化が一層重要ななります。政府としては、今後とも邦人保護体制及び危機管理能力の一層の強化に努めるとともに、機動的かつ的確な外交を推進するため、外交実施体制の強化にも取り組んでまいります。

また、我が国は、国際化の進展とともに、内政と外交は一体となっております。私は、世論に十分耳を傾けて、国民の皆様のより一層の御理解

と御支持を得て外交を推進していく所存であります。

何とぞ、議員各位、国民の皆様の一層の御支援と御協力を願い申し上げます。(拍手)

○議長(鷹野十朗君) 久保大蔵大臣。

(国務大臣久保亘君登壇、拍手)

○国務大臣(久保亘君) 私は、平成八年度予算の御審議をお願いするに当たり、今後の財政金融政策の基本的な考え方について所信を申し述べますとともに、予算の大要を御説明いたします。

まず、昨年の阪神・淡路大震災の発生より一年がたちましたが、今なお多くの困難に立ち向かっておられる被災者の方々にお見舞いを申し上げます。震災の復興が一日も早く進むことを祈りしますとともに、政府としても、引き続き諸施策の実施に万全を期してまいりたいと考えております。

我が国経済は、これまで、国民のたゆまぬ努力と研さんにより幾多の困難を克服し、世界経済が持続的に成長する中で目覚ましい発展を遂げてまいりました。

しかしながら、戦後五十年という一つの区切りを終えた我が国は、現在、成熟化社会への移行、少子・高齢化の進展、あるいは情報通信の高度化などの避けては通れない構造的な変化に直面しており、今こそ国民一人一人が豊かに暮らせる自由で活力ある社会の創造に向けて経済構造の改革を

強力に推進していく必要があります。

一方、対外的には、経済活動の国際化が一層進展する状況のもと、世界経済の繁栄と健全な発展に向けた新たな枠組みづくりに積極的に参画していくことが求められています。

まず、最近の内外経済情勢について申し上げます。

一方、国際経済情勢を見ますと、先進諸国ではこのところ景気減速の動きがあるものの、旧計画投資及び住宅投資などに明るい動きが見られ、景気には緩やかながら足踏み状態を脱する動きが見られるところです。

我が国経済の現状を見ますと、個人消費、設備投資及び住宅投資などに明るい動きが見られ、景気には緩やかながら足踏み状態を脱する動きが見られるところです。

一方、国際経済情勢を見ますと、先進諸国ではこのところ景気減速の動きがあるものの、旧計画

経済諸国では回復の兆しが見られ、また、開発途上国ではアジアを中心に景気は拡大を続けており、世界経済は全体として拡大基調を維持しております。

ります。

私は、今後の財政金融政策の運営に当たり、このような最近の内外経済情勢を踏まえ、以下に申し述べる諸課題に全力を挙げて取り組んでまいります。

第一の課題は、景気回復を一日も早く確実なものとすることです。

政府としては、昨年九月の公定歩合の引き下げを含めた累次にわたる金融緩和措置の実施により、各種金利は依然として低い水準にあり、今後ともその効果を見守つてまいりたいと存じます。

最近の為替相場の動向につきましては、一連のG7蔵相・中央銀行総裁会議における合意に基づいた各国の協調等により、円高は止正が進んできています。今後とも、為替市場において関係各国と緊密に協力してまいりたいと考えております。

第二の課題は、財政改革の推進です。

我が国財政は、昭和五十年度以降十五年間にわたり多額の特例公債の発行を余儀なくされてきましたが、連年の歳出削減等の努力に加え、いわゆるバブル経済による高い税収の伸びにも恵まれ、平成二年度予算において特例公債の発行を回避す

くなど、引き続き適切かつ機動的な経済運営に努めてまいります。

八年度予算編成においても、我が国の現下の経済情勢を踏まえ、異例に厳しい財政事情のもとではありますが、公共投資の着実な推進を図ることも、我が国経済の中長期的な安定成長に向けて

経済の構造改革の実現のための措置を実施することとしております。さらに、八年度税制改正において、七年度と同規模の所得税・個人住民税の特別減税を継続して実施するほか、土地税制、証券税制等についても適切な対応を図ることとしてお

ります。

金融面では、昨年九月の公定歩合の引き下げを含めた累次にわたる金融緩和措置の実施により、各種金利は依然として低い水準にあり、今後ともその効果を見守つてまいりたいと存じます。

最近の為替相場の動向につきましては、一連のG7蔵相・中央銀行総裁会議における合意に基づいた各国の協調等により、円高は止正が進んできています。今後とも、為替市場において関係各国と緊密に協力してまいりたいと考えております。

他方、経済情勢の変動に対しては、財政として可能な限りの対応をしてきた結果、近年公債残高は急増し、八年度末には約三百四十一兆円に達する見込みであります。単年度で見ましても、八年度予算の公債発行額は二十一兆円にも上り、公債依存度は二八%と極めて高いものとなっておりま

す。こうした事態が今後も続くようになるとれば、高齢化の進展や国際的責任の増大など社会経済情勢の変化に財政が弹力的に対応することは困難となり、我が国経済社会の発展にとって重大な支障となりかねません。

先進各国は、長期の持続的成長に資するために中期的にさらに大幅な財政赤字削減が不可欠であることを、一連のG7蔵相・中央銀行総裁会議の場等で強調してきているところであります。

今後の財政運営においては、容易ならざる財政事情を厳しく受けとめ、できるだけ速やかに健全

官報 (号外)

な財政体質をつくり上げていくことが基本的課題であります。そのためには、中長期的観点から行財政が果たすべき役割や守備範囲を見直していくことが必要となります。その過程で国民に痛みを分かち合っていただくことをお願いせざるを得ないこともあります。八年度予算は、特例公債を含む多額の公債発行という財政の厳しい実情を直截にお示しする姿となりましたが、これを地ならしとして、各位の一層の御理解と御協力を仰ぎつつ、新たな財政改革への歩みを進めてまいりたいと考えております。

第三の課題は、税制上の諸課題に適切に対応することです。平成六年十一月に成立した税制改革関連法においては、消費税と地方消費税を合わせた税率は、既に先行して実施している所得税・個人住民税の負担軽減とおおむね見合う形で九年四月一日から五%とすることが法定されているほか、いわゆる「検討条項」が盛り込まれております。今後、本年九月末という法律上の期限を勘案して、この税率について新たに法改正をするかどうか検討を進めていく必要があります。さらに、法人税など諸課題についても、その検討に引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

税制は、経済社会構造を支える基盤であります。政府としては、今後とも、我が国経済社会の構造変化等を踏まえつつ、公平・中立・簡素という租税の基本原則に基づいて、より望ましい姿を

実現するよう不断の取り組みを行ってまいる所存であります。

第四の課題は、調和ある対外経済関係の形成と世界経済発展への貢献に努めることであります。

我が国としては、世界経済のインフレなき持続

的成長の強化を目指して、G7閣相・中央銀行総裁会議等を通じた政策協調を進めてまいります。

また、我が国は、WTO、APEC等の場を通じ、多角的自由貿易体制の維持・強化に積極的に取り組んでおります。このような観点から、本年三月には議長国として京都において第三回 APEC C感想会議を開催し、マクロ経済や資金フローの問題等につき協議を行うこととしております。

関税制度につきましては、一層の市場アクセスの改善を図る等の観点から、ウルグアイ・ラウンド開税引き下げの前倒しなどの関税率等の改正を行なうこととしております。

第五の課題は、金融システムの安定性の確保と証券市場の活性化を図ることであります。

金融は、経済活動に必要な資金の供給という、経済全体にとっていわば動脈ともいえる役割を担っております。健全で活力ある金融システムは、我が国経済の持続的発展のための不可欠の前提であります。このため、先般、住専各社のこれまでの経営状況の推移、不良債権の状況等、その経営内容に関する情報開示を行なったところですが、今後とも、本問題をめぐる情報開示について、衆参各院の御理解、御協力をいただきながら最大限の努力を払ってまいります。借り手の返済責任につきましては、預金保険機構の指導のもと、住専処理機関が過去の取引経緯、関係者の利害等にとらわれることなく、法律上認め

住宅金融専門会社をめぐる問題は、金融機関の不良債権問題における象徴的かつ突緊の課題であります。この問題の処理に当たっては、住専から支出しすることとしたしました。また、住専処理機構において引き継いだ資産に係る損失が生じた場合には、適切な財政措置を講ずることとしております。これら財政措置は、住専問題の早期処理により、我が国金融システムの安定性とそれに対する内外からの信頼を確保し、預金者保護に資するとともに、我が国経済を本格的な回復軌道に乗せるため不可欠であり、やむを得ないものと決断したところであります。

住専問題の処理に当たっては、透明性の確保とともに、住専の経営責任を初め種々の責任の明確化等を図り、国民各層の御理解を得るよう全力を尽くしております。このため、先般、住専各社のこれまでの経営状況の推移、不良債権の状況等、その経営内容に関する情報開示を行なったところですが、今後とも、本問題をめぐる情報開示について、衆参各院の御理解、御協力をいただきながら最大限の努力を払ってまいります。借り手の返済責任につきましては、預金保険機構の指導のもと、住専処理機関が過去の取引経緯、関係者の利害等にとらわれることなく、法律上認め

ることにより、債権回収を強力に行う体制を整備いたします。また、住専処理機構に資産等が引き継がれるまでの間、円滑な移行の準備及び債権の保全・回収に必要な措置を講ずるよう住専各社及び母体行に対し要請し、適切なフォローアップを行なっています。なお、借り手、貸し手に限らず、その他の関係者についても、違法行為に対しては厳正に対処していく必要があると考えます。

さらに、過去の金融政策や金融検査・監督のあり方を総点検し、今後、金融機関における自己責任原則の徹底を図るとともに、市場規律が十分に発揮される透明性の高い新しい金融システムを早急に構築していく必要があります。ディスクロージャーの促進、早期是正措置の導入や検査・モニタリングの充実を図るほか、破綻処理手続の整備、預金保険制度の拡充等を進めてまいります。

以上の不良債権問題の早期解決と新しい金融システムの構築については、昨年十一月の金融制度改革会議答申も踏まえ、所要の法律案を今国会に提出することとしております。

次に、証券市場の活性化につきましては、市場が本来の機能を発揮する上で必要な環境整備を図ることが責務であるとの考えに立ち、昨年末には証券界からのヒアリングを踏まえた規制緩和措置を公表いたしました。また、八年度税制改正において有価証券取引税の軽減措置等を講ずることとして、本年一月からは社債の適債基準の撤廃等を行

いました。引き続き一層の証券市場の活性化に努めてまいる所存であります。

次に、平成八年度予算の大要について御説明いたします。

八年度予算は、徹底した歳出の洗い直しに取り組む一方、限られた財源の中で資金の重点的・効率的な配分に努め、質的な充実に配意することとし、厳しい財政事情の中につて豊かで活力ある

経済社会の構築等のために真に必要な経費の確保に努めたものとなつております。

歳出面につきましては、一般歳出の規模は四十三兆一千四百九億円、前年度当初予算に対し二・四%の増加と、抑制されたものとなつております。国債費は定率繰り入れの実施などの結果、十六兆三千七百五十二億円となつております。これ

加えた一般会計予算規模は七十五兆一千四十九億円となつております。

国家公務員の定員につきましては、第八次定員削減計画を着実に実施するとともに、増員は厳に抑制し、一千百八人に上る行政機関職員の定員の縮減を図つております。

補助金等につきましては、地方行政の自主性の尊重、財政資金の効率的使用の観点から、その整理合理化を積極的に推進することとしております。

次に、歳入面について申し述べます。

税制につきましては、当面の経済状況等を踏ま

え、平成八年においても所得税の特別減税を継続して実施するとともに、土地税制等について適切な対応を図る一方、公益法人等に対する課税の適正化、租税特別措置の整理合理化その他所要の措置を講ずることとしております。

税の執行につきましては、今後とも、国民の信頼と協力を得て、一層適正かつ公平に実施するよう努力してまいる所存であります。

また、税外収入につきましては、外国為替資金特別会計からの一般会計への繰り入れの特別措置を講ずる等格段の增收努力を払っております。

公債につきましては、発行予定額を二十一兆一百九十億円となっております。その内訳は、建設公債が九兆三百十億円、特例公債が十一兆九千九百八十億円となっております。

既に発行の授権をいただいております減税特別公債を除く特例公債の発行等につきましては、別途「平成八年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案」を提出し、御審議をお願いすることとしております。なお、借換債を含めた公債の総発行予定期額は四十七兆五千九百億円となつております。

この結果、一般財投の規模は四十九兆五十三百三十七億円、前年度に対し〇・七%の増加となつております。また、資金運用事業を加えた財政投融資計画の総額は四十九兆一千二百四十七億円、前年度に対し一・九%の増加となつております。

なお、国債の円滑な消化に資するため、その引き受けについて資金運用部資金を積極的に活用することとしております。

次に、主要な経費について申し述べます。

公共事業関係につきましては、「社会資本整備を着実に推進しつつ、あわせて景気の着実な回復に資するため、所要の伸びを確保すること」としておりました。

なお、その配分に当たりましては、「公共投資基本計画」等の考え方、国民のニーズ等を踏まえつつ、住宅、下水道、環境衛生等の国民生活の質の向上に直結する分野への配分の重点化を基本としながら、この中で、次世代の発展基盤となる分野、防災対策の充実等の諸課題にも適切に対処しております。

農林水産関係予算につきましては、いわゆる新食糧法の施行等我が国農業・農村を取り巻く諸情勢を踏まえ、経営感覚にすぐれた効率的・安定的な経営体が生産の大宗を担う農業構造の実現に重点を置くこととし、所要の施策の着実な推進に努めております。

財政投融资計画につきましては、対象機関の事業内容等を厳しく見直すとともに、国民生活の質の向上等各般の政策的要請に的確に対応していくとの考え方立ち、住宅建設、地域の活性化等の分野を中心の一層の重点的・効率的な資金配分を図っております。

また、七年度末に期限の到来する八分野の五カ年計画につきましては、おののおの新たな計画を適切に策定することとしております。

社会保障関係につきましては、障害者施策を総合的に実施するための障害者プランを十分配慮することにより、援助の一層の質の向上

を目指しております。

防衛関係費につきましては、先般策定された「平成八年度以降に係る防衛計画の大綱」及び「中期防衛力整備計画」に沿って、効率的で節度ある防衛力の整備を図ることとしております。

エネルギー対策費につきましては、地球環境保全の重要性等も踏まえ、総合的なエネルギー対策の着実な推進に努めております。

地方財政につきましては、引き続き大幅な財源不足が見込まれますが、一方、国の財政事情は極めて厳しく、国と地方という公経済の車の両輪がバランスのとれた財政運営を行う必要があるという基本的考え方を踏まえつつ、地方財政の運営に支障を生じることのないよう所要の措置を講じ、地方交付税総額を適切に確保することとしております。地方公共団体におかれましても、従来にも増して歳出の節減合理化を推進し、より一層効率的な財源配分を行うよう要請するものであります。

緊急金融安定化資金につきましては、前述の専門問題の処理方策に基づき、預金保険機構に対する補助金等を計上しております。

この機会に、平成七年度補正予算(第3号)について一言申し述べます。

七年度一般会計補正予算(第3号)につきましては、歳入面では、最近までの収入実績等を勘案して租税及び印紙収入の減収を見込む一方、特例公

債の発行等を行うとともに、歳出面では、地方交付税交付金の減額等を行うこととしております。

なお、特例公債の発行につきましては、別途平成七年度における租税収入の減少を補うための公債の発行の特例に関する法律案」を提出し、御審議をお願いすることとしております。

以上によりまして、七年度一般会計第三次補正後予算の総額は、第一次補正後予算に対し、歳入十億円となっております。

以上、平成八年度予算及び平成七年度補正予算(第3号)の大要について御説明いたしました。

何とぞ、関係の法律案とともに御審議の上、速やかに御賛同いただきますようお願い申し上げます。

私は、これから二十一世紀に向けて、多様

性に富み豊かで活気にあふれた経済社会を力を合

わせて構築していくなければなりません。

このためにも、もはや危機的状況にある財政の構造改革を図り、社会経済情勢の変化に彈力的に対応し得る健全な財政を一刻も早く確立するとともに、安定的な金融システムの構築に向けて自己責任原則の徹底と透明性の高い行政の推進が不可欠であります。

私は、前途に横たわる財政・金融上の幾多の諸課題に真正面から取り組み、課せられた責任を精

らめを分かち合い、総力を挙げてこの時代の困難を克服していかなければなりません。そのためには、「隕より始めよ」の言葉のとおり、まず行政が率先して身を正し、痛みを引き受けることが何よ

国民各位の一層の御理解と御協力を切にお願いする次第であります。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) 田中國務大臣、
〔田中秀征君登壇、拍手〕

○國務大臣(田中秀征君) 我が国経済の当面する課題と経済運営の基本的考え方について、所信を申し述べます。

現在、私たちは内外ともに歴史的な転換期に立っております。まず、我が国経済はようやく長い景気の足踏み状況から脱却し、新しい持続的安定成長に移行する転換期にあります。また、世界経済も戦後半世紀にわたる「冷戦体制」の枠内での競争から、名実ともに一元的な「世界経済」の大きな枠組みの中での自由で激しい競争の時代への転換期にあります。さらには、工業化社会をつくり出した二十世紀から情報化と知的生産に一層重きが置かれる二十一世紀へと、いわば文明史的な転換点に立っております。このような歴史の流れに的確に対応し新たな展望を切り開くためには、現在の経済社会の構造を抜本的に点検し改革をしていかなければなりません。

このためにも、もはや危機的状況にある財政の構造改革を図り、社会経済情勢の変化に弾力的に対応し得る健全な財政を一刻も早く確立するとともに、安定的な金融システムの構築に向けて自己責任原則の徹底と透明性の高い行政の推進が不可

能であります。

他方、我が国経済は平成五年十月に景気の底を打ちましたが、いわゆるバブルの崩壊が個人や企業の経済活動を抑制し、金融機関の不良債権問題を深刻化させたため、その後の回復は緩やかなものにとどまってしまいました。こうした景気の動きは、一年前の阪神・淡路大震災、昨年三月以降の急激な円高により、一層緩やかなものとなりました。そして、年半ばかりは足踏み状況となり、

経済の先行きに不安感が生じるなど、厳しい状況が続きました。そのため、政府は、昨年九月に、内需拡大、バブル崩壊の影響への対応、規制緩和

りも必要であります。

初めに、内外の経済の状況について申し述べたいと思います。

世界経済は、社会主义国を含めて多くの国で市場経済が拡大・深化しております。最近の APEC にアジア太平洋地域において市場経済化が顕著に進んでおります。このような経済潮流の基本的変化は、従来の競争の範囲と厳しさを世界的規模に変え、いわゆる「大競争」の時代をもたらしつつあります。その結果、我が国経済は、一方で先端技術を持つ先進国経済と競い、他方で労働コストの面で圧倒的に優位にある途上国経済と競わざるを

C の貿易・投資の自由化の動きが示すように、特にアシア太平洋地域において市場経済化が顕著に進んでおります。このような経済潮流の基本的変化は、従来の競争の範囲と厳しさを世界的規模に変え、いわゆる「大競争」の時代をもたらしつつあります。その結果、我が国経済は、一方で先端技術を持つ先進国経済と競い、他方で労働コストの面で圧倒的に優位にある途上国経済と競わざるを

官外報(号)

の一層の促進を柱とする経済対策を取りまとめるなど、これまで切れ目なく施策を講じてまいりました。その結果、雇用面や中小企業分野ではなお厳しい状況にあるものの、このところ個人消費、設備投資等の回復に加え、生産にも明るい兆しがあらわれるなど、景気には緩やかながら足踏み状態を脱する動きが見られます。

以上のような状況を踏まえ、私は、平成八年度

の経済運営に当たりましては、景気回復と経済構造改革を中心として、次の四点の基本的考え方方に沿って対応してまいりたいと考えております。

基本的考え方の第一は、このところ見られていく明るい芽を育て、民間需要主導の自律的景気回復への移行を速やかかつ円滑に実現することであります。

このため、政府は、深刻な財政事情のもと、平成八年度予算において引き続き景気に配慮することとし、公共投資の着実な推進や住宅投資の促進など内需拡大を図ったところであります。また、科学技術振興や高度情報化のための施策を推進することとしております。

さらに、平成七年度と同規模の所得減税を引き続き実施するほか、土地税制の見直しを図るとともに、証券市場活性化のために税制措置を講ずることとしております。

金融政策につきましては、内外の経済動向や国際通貨情勢を注視しつつ、適切かつ機動的な運営を図ることが基本であると考えておりますが、住

専問題などの不良債権問題については、景気を本格的な回復軌道に乗せ、金融システムの安定性とそれに対する内外からの信用を確保するため、その処理方針を明らかにしたところであります。今後、国民の皆様の御理解をいただくためにも、一層厳しく情報の公開、それぞれの責任の明確化等に努め、不良債権の早期処理に取り組んでまいらなければなりません。

雇用面では、新分野を担う人材の育成、新規雇用の創出と失業なき労働移動、新規卒業者への情報提供などの対策を積極的に推進することにより、雇用の安定に万全を期してまいります。

中小企業につきましては、技術開発や新規事業・新分野進出などに対する支援を中心とする総合的な対策を推進してまいります。

物価は、世界的な市場経済の拡大と深化、流通部門の競争の活発化などを背景に、現在非常に安定しておりますが、今後ともその基調を維持してまいります。しかしながら、内外価格差の存在は国民が生活の豊かさを実感できない大きな要因となっております。今後とも、規制緩和、競争政策の推進や公共料金政策の適切な実施を通じてその縮小いたします。

雇用情勢は厳しさが続きますが、景気の回復につれ徐々に改善していくことが期待されます。

こうした経済の推移により、平成八年度の実質経済成長率は、平成七年度の一・二%程度から、内需中心の一・五%程度に上昇するものと見込んでおります。

基本的考え方の第二は、経済構造改革の推進であります。

これらの方策や次に申し上げる経済構造改革の推進等により、民間部門の自主的な努力のもと、平成八年度における我が国経済は、公共投資主導の回復から次第に民間需要が力を増し、自律的回復に移行すると見込まれます。すなわち、政府が景気回復の機関車となっている段階から民間が景気回復の機関車となる段階へと移行する、この移行過程を慎重に見守りつつ、今後とも適切な経済運営を行ってまいります。

来年度の経済の姿を具体的に申し述べますと、まず個人消費は、雇用者所得の回復と消費者物価の安定によって、緩やかに回復を続けてまいります。

次に、民間設備投資については、大企業・製造業を中心に既に始まった回復が中小企業や非製造業に徐々に広がってまいります。

また、住宅投資や公共投資は高水準を維持いたします。

貿易については、製品輸入の増加等により輸出を上回る輸入の拡大が見込まれ、その結果、貿易・サービス収支及び經常収支の黒字は引き続き縮小いたします。

雇用情勢は厳しさが続きますが、景気の回復につれ徐々に改善していくことが期待されます。

こうした経済の推移により、平成八年度の実質経済成長率は、平成七年度の一・二%程度から、内需中心の一・五%程度に上昇するものと見込んでおります。

その際、競争政策の積極的な展開と事業革新、新規事業の育成等への支援により産業の活性化を促していく必要があります。特に、今後は、情報通信関連、人材関連、医療保健・福祉関連、環境関連などの分野の成長が期待されます。

情報化、知的生産に一層重きが置かれるようになる二十一世紀に向けて我が国経済の発展基盤を整備することが求められます。このため、個人の能力が発揮され正に評価される「能力開花型社会」、新たな成長を切り開く「科学技術創造立国」、情報化の進展に対応した「高度情報通信社会」の構築を進めてまいります。

こうした未来を志向した経済活性化の努力により、新たなフロンティアを開拓し、構造改革に伴う痛みを和らげ、雇用の確保を図ってまいります。

基本的考え方の第三は、安心して暮らせる経済社会の創造であります。

国民は、今や、所得や物財の豊かさのみならず、心の豊かさやより、安全で安心して住める経済社会を求めております。

こうした国民の価値観の変化に対応し、まず生活者みずからがその能力と意欲に応じて主体的な役割を果たすことができる環境を整備することが重要であります。このため、女性の一層の社会進出や高齢化に対応した雇用環境の整備、障害者の雇用機会の確保、ボランティア活動促進のための支援などを行ってまいります。

さらに、消費者が自己責任に基づき主体的に行動できるよう、消費者保護・支援のための諸施策を積極的に推進してまいります。

また、少子・高齢化が進展する中で、人々が安心して暮らせるようにするために、各人がみずから問題に取り組む「自助」、社会的に助け合う「共助」、公的なサービスによる「公助」を適切に組み合わせた新しい社会的支援システムを構築してまいります。

めどりある暮らしの実現のため、年間労働時間千八百時間の達成に向けた労働時間短縮のための取り組みを支援するとともに、「狭い、高い、速

い」といった住宅の問題に対処するため、一戸当たりの平均床面積百平方メートル、住宅建設コストの三分の一への低減、通勤時間おおむね一時間

程度を目指すなど、ゆとりある住宅・都市構造の形成を図ってまいります。また、地域のイニシアチブにより、豊かな自然や景観、個性的な伝統文化を生かしたゆとりある暮らしの実現を図るとともに、環境と調和し、持続的発展が可能となる経済社会を築いていくための施策を推進してまいります。

震災後一年が過ぎましたが、引き続き阪神・淡路地域の復興に全力を挙げてまいることは当然であります。大震災の経験を生かして、災害に強い国土づくり、町づくりを推進するとともに、公共投資基本計画を推進し、生活関連分野等への重点的・効率的配分を図ってまいります。

基本的考え方の第四は、市場経済化・一体化が進んでいる世界経済への貢献であります。

我が国経済が世界経済とともに繁栄するために

は、対外的にも開かれた経済社会を形成すること

により、我が国が市場経済のメリットを最大限享受するとともに、国際的な問題への取り組みに積極的に参画することにより、世界経済の持続的発展に貢献することが求められております。

まず、制度・仕組みの国際的調和を確保する必要があります。規制緩和に加え、市場開放問題や政府調達に関する苦情処理体制などの活動を通じて諸外国から我が国への市場アクセスの改善を図ってまいります。

また、WTOを中心とする制度的枠組みの中

で、多角的自由貿易体制の一層の強化に貢献するとして既に国際的な論議が始まっている貿易・投資の枠組みづくり、APECにおける貿易・投資の自由化・円滑化のための我が国としての「行動計画」の策定などに参加してまいります。

また、民主化・市場経済化支援、途上国の女性支援などのODAの新たな課題に取り組んでまいります。さらに、「二十一世紀に向けた地球社会の経済発展に関しては、人口、食糧、資源、そして

経済発展に關しては、人口、食糧、資源、そして成長率の鈍化や失業率の上昇などが懸念され、日本経済の展望を切り開くことはできません。

成長率の鈍化や失業率の上昇などが懸念され、日本経済の展望を切り開くことはできません。

そのためには、行政改革、財政改革、経済改革を始め、経済社会の構造改革の断行が急務となります。

新しく成長軌道を構築する」とが求められており

ております。こうした課題を解決するためにも、

WTOを中心とする制度的枠組みの中

で、多角的自由貿易体制の一層の強化に貢献する

として既に国際的な論議が始まっている貿易・投

資の枠組みづくり、APECにおける貿易・投資の自由化・円滑化のための我が国としての「行動

計画」の策定などに参加してまいります。

また、民主化・市場経済化支援、途上国の女性支援などのODAの新たな課題に取り組んでまいります。さらに、「二十一世紀に向けた地球社会の経

済発展に関しては、人口、食糧、資源、そして

経済発展に關しては、人口、食糧、資源、そして

平成八年一月二十一日 参議院会議録第一号(その一)

一八

官 報 (号 外)

平成八年一月二十二日 参議院会議録第一号(その一) 議長の報告事項

官 報 (号 外)

官 報 (号 外)

国民生活・経済に関する調査報告書
同日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員荒木清覽君提出(第百三十四回国会)最低資本金制度の適用猶予に関する質問に対する答弁書

同日内閣から、国民生活安定緊急措置法第二十八条の規定に基づく平成七年七月一日から同年十二月三十一日までの間ににおける同法の施行状況報告書を受領した。

〔参考〕

指定された議席番号は左のとおり。

官 報 (号 外)

平成八年一月二十一日 参議院会議録第一号(その一) 指定された議席

官 報 (号 外)

平成八年一月二十一日 参議院会議録第一号(その一) 指定された議席

官 報 (号 外)

第明治
三十五年
三月三十日
便物記
可

平成八年一月二十一日 参議院会議録第一号(その1)

官報号外

平成八年一月二十二日

○ 第百三十六回 参議院会議録第一号(その一)

平成八年一月二十二日(月曜日)

開会式

午後零時五十九分 参議院議長、衆議院参議院の副議長、常任委員長、特別委員長、参議院の調査会長、衆議院参議院の議員、内閣總理大臣その他國務大臣、最高裁判所長官及び会計検査院長

は、式場に入り、所定の位置に着いた。
午後一時 天皇陛下は、衆議院議長の前行で式場に入られ、お席に着かれた。

〔一同敬礼〕

午後一時一分 衆議院議長土井たか子君は、式場の中央に進み、次の式辞を述べた。

式辞

天皇陛下の御臨席をいただき、第百三十六回国会の開会式を行うにあたり、衆議院及び参議院を代表して、式辞を申し述べます。

わが国をめぐる内外の諸情勢は、まことにきびしく、すみやかに解決すべき幾多の問題があります。

このときには、開会式にあたり、われわれは、国民の信頼に基づく国会の責任を十分に自覚して、國民生活にかかる諸問題について審議をつくし、適切な施策を強力に推進しなければなりません。また、わが国の国際社会における立場を深く認識し、諸外国との相互理解と協力を更に深め、世界の平和と繁栄に一層寄与すべきであります。

ここに、開会式にあたり、われわれに課せられた重大な使命にかんがみ、日本国憲法の精神を体し、おのおの最善をつくして国民の信託にこたえ、その職責を全うする決意であります。次いで、天皇陛下から次の御言葉を賜った。

おことば

本日、第百三十六回国会の開会式に臨み、全

国民を代表する皆さんと一堂に会することは、私の深く喜びとするところであります。

ここに、国会が、内外の諸情勢に対処するに当たり、國民生活の安定と向上、世界の平和と繁栄のため、國權の最高機關として、その使命を遺憾なく果たし、國民の信託にこたえることを切に希望します。

〔一同敬礼〕

衆議院議長は、おことば書をお受けした。

午後一時六分 天皇陛下は、衆議院議長の前行で式場を出られた。

次いで、一同は式場を出た。

午後一時七分式を終わる

官 報 (号 外)

平成八年一月二十二日 参議院会議録第一号(その1)

第明治三十五年二月三日
郵便物記可日

| | |
|-----|--------------------------------------|
| 発行所 | 〒105 東京都港区 虎ノ門二丁目一番四号 |
| 電話 | 03 (3587) 4294 |
| 定 値 | 本号一部 (税込 送三円を含む) 別冊 100円 |